

特定非営利活動法人 みんなで働こう会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人みんなで働こう会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区南麻布五丁目 16 番 7 号 H・T 南麻布ビル
V5 階 におく。

(目的)

第3条 この法人は、未来を支える ~~若者~~ 若者すべてを対象として、フリーターや
ニートではなく、正規労働者として働けるように支援することにより、自立したす
べての成人が、社会に貢献する未来を実現することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (2) 経済活動の活性化を図る活動
- (3) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の
活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として
次の事業を行う。

- (1) 新卒での正規雇用推進
- (2) 新卒採用企業に対する採用コンサルタント
- (3) 就職希望者に対する就職活動指導
- (4) 就職希望者と採用企業の接点確保
- (5) 働きながら学ぶ学生の就職支援
- (6) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、個人正会員および法人正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 個人正会員 この法人の目的に賛同し入会した個人
- (2) 法人正会員 この法人の目的に賛同し入会した団体

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2. 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3. 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4. 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 個人正会員・法人正会員が継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2. 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返済)

第 12 条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第 3 章 役員

(種別及び定数)

第 13 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
- (2) 監事 1人以上
2. 理事のうち 1 名を理事長とし、1 人以上 2 人以内を副理事長とする。

(選任等)

第 14 条 理事及び監事は、総会において選任する。

2. 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
3. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数を超えて含まれることになってはならない。
4. 法第 20 条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
5. 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2. 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
3. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
4. 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
5. 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号に一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 法令又は定款に著しく違反する行為のあったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められたとき。

(3) 職務上の業務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2. 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3. 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会 議

(種別)

第20条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2. 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第 21 条 総会は個人正会員及び法人正会員（以下「正会員」という）をもって構成する。

(総会の権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任及び解任
- (7) 役員の職務及び報酬
- (8) 入会金及び会費の額
- (9) 資産の管理の方法
- (10) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。
第 49 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (11) 解散における残余財産の帰属
- (12) 事務局の組織及び運営
- (13) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第 23 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2. 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により召集の請求があったとき。
- (3) 監事が第 15 条第 5 項第 4 号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第 24 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第 2 項第 1 号第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3. 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、緊急の場合については、総会出席者の 2 分の 1 以上の同意により議題とすることができる。

2. 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
3. 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2. やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
3. 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条及び次条第 1 項の適用については、総会に出席したものとみなす。
4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の専任に関する事項
2. 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 人が、記名押印又は

署名しなければならない。

3. 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的方法による意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第30条 理事会は理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は理事長が招集する。

- 2. 理事長は前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の少なくとも5日前までに招集しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した

事項とする。

2. 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。
3. 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
4. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及出席者氏名（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選出に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人が記名押印又は署名しなければならない。

第 5 章 顧問等

(顧問等)

第 38 条 この法人の運営及び活動等に関し、助言を受けるため、最高顧問及び顧問を置くことができる。

2. 最高顧問又は顧問は、理事会の承認を経て、理事長がこれを委嘱する。
3. 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。
4. 最高顧問又は顧問は役員ではない。
議決権は持たず、理事会に出席の必要もない。

第 6 章 資 産

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 40 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 7 章 会計

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第 43 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計の 1 種とする。

(事業年度)

第 44 条 この法人の事業年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 45 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算書は、毎事業年度、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 46 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2. 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更生)

第 47 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更生をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 48 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2. 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の処置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たに生じた義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2. この法人が定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解 散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消

2. 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経なければならない。

3. 第 1 項第 2 号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 52 条 この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条 3 項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合 併)

第 53 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない

第 9 章 公告の方法

第 54 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第 10 章 事 務 局

(事務局の設置)

第 55 条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2. 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる..

(職員の任免)

第 56 条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第 57 条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 11 章 雑 則

(細則)

第 58 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は次のとおりとする。

理事長 子安 純

副理事長 森 一美

副理事長 川向 一史

理事 小川 いつみ

理事 望月 広明

監事 高橋 正典

3. この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項に規定にかかわらず、この法人の設立の日から令和 9 年 6 月 30 日までとする。
4. この法人の設立当初の事業年度は、第 44 条の規定にかかわらず、この法人の設立の日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。
5. この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 45 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
6. この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

年会費 個人正会員 12,000 円 法人正会員 12,000 円

役員名簿（役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿）

特定非営利活動法人みんなで働こう会

1 確認事項（法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。）

- ☒以下の役員には、欠格事由者が含まれません。（法第20条関係）
☒各役員について、親族の規定に違反していません。（法第21条関係）

2 役員一覧

	役 名 (どちらかに○)	(フリガナ)	報酬の有無 (どちらかに○)	役職名等
		氏 名		
1	☒ 理事 ☐ 監事	コヤス ジュン 子安 純	有 ☒ 無	理事長
2	☒ 理事 ☐ 監事	モリ カズミ 森 一美	有 ☒ 無	副理事長
3	☒ 理事 ☐ 監事	カワムライ カズフミ 川向 一史	有 ☒ 無	副理事長
4	☒ 理事 ☐ 監事	モチヅキ ヒロアキ 望月 広明	有 ☒ 無	
5	☒ 理事 ☐ 監事	オガワ イツミ 小川 いつみ	有 ☒ 無	
6	理事 ☒ 監事	タカハシ マサリ 高橋 正典	有 ☒ 無	
7	理事・監事		有・無	
8	理事・監事		有・無	
9	理事・監事		有・無	
10	理事・監事		有・無	

令和7年度

事業計画書

特定非営利活動法人みんなで働こう会

1 事業実施の方針

令和7年度は新卒での正規雇用推進を主な事業として展開する。

新卒での正規雇用を推進するために、模擬面接や個別相談を通じ、一人でも多くの正規社員雇用を目指します。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【170】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
新卒での正規雇用促進	オンライン模擬面接や、対面の面接練習を実施する。	9月、3月	新宿区他	8名	主に専門学校生	200名	50
新卒採用企業に対する採用コンサルタント	各企業に対して個別コンサルタントを実施	6月～翌3月	首都圏	4名	企業の採用担当者	20名	40
就職希望者に対する就職活動指導	個別相談により活動促進を実施する。	12月	新宿区他	8名	主に専門学校生	30名	50
就職希望者と採用企業の接点確保	複数企業による合同企業説明会及び選考会	11月～1月	新宿区他	6名	就職未内定学生と企業担当者	30名	20
働きながら学ぶ学生の支援	勤労学生（夜間部生他）に対する就職指導及び企業紹介	12月	新宿区他	4名	勤労学生他	10名	10

令和8年度

事業計画書

特定非営利活動法人みんなで働こう会

1 事業実施の方針

令和8年度は新卒での正規雇用推進を主な事業として展開する。

新卒での正規雇用を推進するために、模擬面接や個別相談を通じ、一人でも多くの正社員雇用を目指します。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【200】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
新卒での正規雇用促進	オンライン模擬面接や、対面の面接練習を実施する。	4月、9月	新宿区	8名	主に専門学校生	200名	50
新卒採用企業に対する採用コンサルタント	各企業に対して個別コンサルタントを実施。	7月～翌3月	首都圏	6名	企業の採用担当者	30名	30
就職希望者に対する就職活動指導	個別相談により活動促進を実施する。	10月～12月	首都圏	6名	主に専門学校生	30名	50
就職希望者と採用企業の接点確保	複数企業による合同企業説明会及び選考会	11月～2月	新宿区 他	5名	就職未 内定学 生と企 業担当 者	30名	50
働きながら学ぶ学生の 就職支援	勤労学生（夜間部生他）に対する就職指導及び企業紹介	11月～3月	新宿区 他	5名	勤労学 生他	20名	20

令和7年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人 みんなで働こう会

（単位：円）

科	目	金 額	小計・合計
【A】 経 常 収 益			
1	受取会費 正会員受取会費（10名分）	120,000	120,000
2	受取寄附金 受取寄附金 施設等受入評価益	225,000	225,000
3	受取助成金等 受取補助金		0
4	事業収益 新卒での正規雇用推進事業収益（模擬面接等） 新卒採用企業に対する採用コンサルタント 求職者に対する就職活動指導（履歴書添削等） 求職者と採用企業の接点確保（ミニ合同面接会等） 働きながら学ぶ学生の支援（説明会の開催）	165,000 0 30,000 30,000 10,000	235,000
5	その他の収益 受取利息	900	900
経 常 収 益 計			580,900
【B】 経 常 費 用			
1	事業費		
	（1）人件費 給料手当 役員報酬 退職給付費用 福利厚生費	60,000	60,000
	（2）その他経費 会議費 旅費交通費 通信運搬費 消耗品費 交際費	40,000 40,000 0 10,000 20,000	110,000
事業費計			170,000
2	管理費		
	（1）人件費 役員報酬 給料手当 退職給付費用 福利厚生費		0
	（2）その他経費 消耗品費 水道光熱費 通信運搬費 地代家賃 旅費交通費 諸会費 図書購読費 サーバー管理費	5,000 0 3,000 0 0 0 10,000 50,000	68,000
管理費計			68,000
経 常 費 用 計			238,000
当期経常増減額【A】－【B】・・・①			342,900
【C】 経 常 外 収 益			
	固定資産売却益 過年度損益修正益		
経 常 外 収 益 計			0
【D】 経 常 外 費 用			
	固定資産売却損 災害損失 過年度損益修正損		
経 常 外 費 用 計			0
当期経常外増減額【C】－【D】・・・②			0
税引前当期正味財産増減額①+②・・・③			342,900
	法人税、住民税及び事業税・・・④		70,000
	前期繰越正味財産額・・・⑤		
次期繰越正味財産額③－④+⑤			272,900

令和8年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人 みんなで働こう会

（単位：円）

科	目	金額	小計・合計
【A】 経常収益			
1 受取会費			180,000
正会員受取会費	180,000		
2 受取寄附金			0
受取寄附金			
施設等受入評価益			
3 受取助成金等			0
受取補助金			
4 事業収益			250,000
新卒での正規雇用推進事業収益	170,000		
新卒採用企業に対する採用コンサルタント	0		
求職者に対する就職活動指導（履歴書添削等）	20,000		
求職者と採用企業の接点確保（ミニ合同面接会等）	40,000		
働きながら学ぶ学生の支援（説明会の実施）	20,000		
5 その他の収益			1,000
受取利息	1,000		
経常収益計			431,000
【B】 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			50,000
給料手当	50,000		
役員報酬			
退職給付費用			
福利厚生費			
(2) その他経費			150,000
会議費	50,000		
旅費交通費	30,000		
通信運搬費	5,000		
消耗品費	5,000		
交際費	40,000		
サーバー管理費等	20,000		
事業費計			200,000
2 管理費			
(1) 人件費			0
役員報酬			
給料手当			
退職給付費用			
福利厚生費			
(2) その他経費			53,000
消耗品費	20,000		
水道光熱費			
通信運搬費	3,000		
地代家賃			
旅費交通費	10,000		
諸会費	10,000		
図書購読費	10,000		
管理費計			53,000
経常費用計			253,000
当期経常増減額【A】－【B】・・・①			178,000
【C】 経常外収益			
固定資産売却益			
過年度損益修正益			
経常外収益計			0
【D】 経常外費用			
固定資産売却損			
災害損失			
過年度損益修正損			
経常外費用計			0
当期経常外増減額【C】－【D】・・・②			0
税引前当期正味財産増減額①+②・・・③			178,000
法人税、住民税及び事業税・・・④			70,000
前期繰越正味財産額・・・⑤			
次期繰越正味財産額③－④+⑤			108,000

特定非営利活動法人みんなで働こう会 設立趣旨書

新卒一括採用とは、「毎年決まった期間で新卒学生を対象として在学中に採用選考を行い、卒業後にすぐ入社する」といった日本独自の採用システムです。このシステムは50年以上続き、終身雇用とともに、日本特有の形式となっています。

新卒という職業経験のない若者を採用するにあたっての採用基準は、多くの企業・公的機関においてコミュニケーション能力や協調性という共通項目を掲げています。この新卒一括採用には、メリット・デメリットがありますが、採用される側の視点に立って考えてみると、ただ表現することが苦手なだけで、採用試験を突破し難いという現象が多くみられます。採用されやすい人、採用されにくい人と別れてきます。コミュニケーションが苦手な人は、自信を失い結果として就職をしないまま世に出ることとなります。

理想としては、一括採用方式ではなく、通年採用へと移行することが一つの解決策ですが、一括採用は、固定化されているのが現状です。このことから、新卒で正社員として雇用された人と、正社員で就職できず、アルバイトや派遣で働かざるを得ない状況が生まれます。アルバイト等での経験を積んだのちに、正社員で雇用されれば、それはそれで良いのですが、現実にはうまくいかないのが現状です。

私たちは、今まで専門学校のカリヤセンター勤務を通じて、不利な働き方を少しでも減らすべく、努力をしてきましたが、完全にはできませんでした。また企業内で採用業務に携わってきた人も、必ずしも多様な人材を採用できるとは限りません。そのことを解決するために、うまく就職活動・転職活動ができない人たちを、一人ひとりきめ細かい面談・相談を通じ、個々が社会人として活躍できるような場を作りたいと考えました。

私たちは、この数年間、各々の立場（専門学校定年後の相談活動、任意団体との連携、企業採用担当者）から、地道に活動をまいりました。

しかしながら、任意の活動であるため、広く社会的な信用を得るのは難しく、専門学校や大学を訪問し、説明会や相談会などを開催することに、ハードルが存在します。また任意の集合体での活動では、自治体から事業を受託することが、困難であります。そこで、こうした障壁を取り払って、団体運営の効率性向上とさらなる事業の拡大を目指し、我々の活動に賛同してくれる誰もが参加できる団体である、特定非営利活動法人となることを決意いたしました。特定非営利活動法人となった暁には、定期的な総会の実施や、法令で定められた書類の作成・提出、広く情報公開などを適切に行うことで、社会的信用を得、健全な法人運営が実現できると考えます。我々は誰もが、幸せに働くことを実現できる世界を目指します。

申請に至るまでの経過

令和3年3月 個人事業主として、「専門学校模擬面接会」発足

令和5年11月 個人事業主として、「未就職者面談会」実施

令和6年5月 特定非営利活動法人みんなで働こう会の設立を有志で確認

令和7年3月 特定非営利活動法人みんなで働こう会の設立総会開催

2025年 3月 5日

設立代表者

氏名 子安 純